

【表紙】

【提出書類】	公開買付届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年10月18日
【届出者の氏名又は名称】 / 1	ピースヴィラ・エルピー (Peace Villa, L.P.)
【届出者の住所又は所在地】	英国領ケイマン諸島グランドケイマン KY1-9005、ジョージタウン、メアリー・ストリート87、ウォーカー・ハウス、インタートラスト・コーポレートサービシズ・ケイマンリミテッド気付 (c/o Intertrust Corporate Services (Cayman) Limited, Walker House, 87 Mary Street, George Town, Grand Cayman KY1-9005, Cayman Islands)
【最寄りの連絡場所】	該当事項はありません。
【電話番号】	同上
【事務連絡者氏名】	同上
【代理人の氏名又は名称】	株式会社フラッグシップアセットマネジメント 直井 佳世子
【代理人の住所又は所在地】	東京都港区虎ノ門四丁目 1 番28号
【最寄りの連絡場所】	同上
【電話番号】	03-5402-3211
【事務連絡者氏名】	同上
[届出者の氏名又は名称] / 2	ハッピーコースト・エルピー (Happy Coast, L.P.)
[届出者の住所又は所在地]	英国領ケイマン諸島グランドケイマン KY1-9005、ジョージタウン、メアリー・ストリート87、ウォーカー・ハウス、インタートラスト・コーポレートサービシズ・ケイマンリミテッド気付 (c/o Intertrust Corporate Services (Cayman) Limited, Walker House, 87 Mary Street, George Town, Grand Cayman KY1-9005, Cayman Islands)
[最寄りの連絡場所]	該当事項はありません。
[電話番号]	同上
[事務連絡者氏名]	同上
[代理人の氏名又は名称]	株式会社フラッグシップアセットマネジメント 直井 佳世子
[代理人の住所又は所在地]	東京都港区虎ノ門四丁目 1 番28号
[最寄りの連絡場所]	同上
[電話番号]	03-5402-3211
[事務連絡者氏名]	同上

[届出者の氏名又は名称] / 3	カームシー・エルピー (Calm Sea, L.P.)
[届出者の住所又は所在地]	英国領ケイマン諸島グランドケイマン KY1-9005、ジョージタウン、メアリー・ストリート87、ウォーカー・ハウス、インタートラスト・コーポレートサービシズ・ケイマンリミテッド気付 (c/o Intertrust Corporate Services (Cayman) Limited, Walker House, 87 Mary Street, George Town, Grand Cayman KY1-9005, Cayman Islands)
[最寄りの連絡場所]	該当事項はありません。
[電話番号]	同上
[事務連絡者氏名]	同上
[代理人の氏名又は名称]	株式会社フラッグシップアセットマネジメント 直井 佳世子
[代理人の住所又は所在地]	東京都港区虎ノ門四丁目 1 番28号
[最寄りの連絡場所]	同上
[電話番号]	03-5402-3211
[事務連絡者氏名]	同上
[届出者の氏名又は名称] / 4	フラッグシップアセットマネジメント投資組合40号B
[届出者の住所又は所在地]	東京都港区虎ノ門四丁目 1 番28号
[最寄りの連絡場所]	同上
[電話番号]	03-5402-3211
[事務連絡者氏名]	直井 佳世子
[代理人の氏名又は名称]	該当事項はありません。
[代理人の住所又は所在地]	同上
[最寄りの連絡場所]	同上
[電話番号]	同上
[事務連絡者氏名]	同上
【縦覧に供する場所】	フラッグシップアセットマネジメント投資組合40号B (東京都港区虎ノ門四丁目 1 番28号) 株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜一丁目 8 番16号)

(注1) 本書中の「公開買付者」とは、ピースヴィラ・エルピー、ハッピーコースト・エルピー、カームシー・エルピー及びフラッグシップアセットマネジメント投資組合40号Bを総称して、又は個別にいいます。また、これらの者を総称して「公開買付者ら」ということがあります。

(注2) 本書中の「対象者」とは、シーシーエス株式会社をいいます。

(注3) 本書中の記載において計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致しません。

(注4) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号、その後の改正を含みます。)をいいます。

(注5) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号、その後の改正を含みます。)をいいます。

(注6) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号、その後の改正を含みます。)をいいます。

(注7) 本書において、日数又は日時の記載は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を意味します。

(注8) 本書中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律91号、その後の改正を含みます。)第1条第1項各号に掲げる日以外の日をいいます。

(注9) 本書中の「株券」とは、株式に係る権利をいいます。

第1【公開買付要項】

1【対象者名】

シーシーエス株式会社

2【買付け等をする株券等の種類】

普通株式

3【買付け等の目的】

(1) 本公開買付けの概要

公開買付者らは、対象者への投資を事業目的として平成24年に設立された英国領ケイマン諸島法に基づくリミテッド・パートナーシップ（ピースヴィラ・エルピー、ハッピーコースト・エルピー及びカームシー・エルピー）並びに日本国法に基づく民法上の任意組合（フラッグシップアセットマネジメント投資組合40号B）です。

公開買付者らは、対象者の既存株主である、プレザント・バレー（Pleasant Valley：アイルランド会社法（Companies Acts 1963-2012）に基づく非公開無限責任会社（private unlimited liability company））、ヒルクレスト・エルピー（Hillcrest, L.P.：ケイマン諸島法に基づくリミテッド・パートナーシップ）、クリアスカイ・エルピー（Clear Sky, L.P.：ケイマン諸島法に基づくリミテッド・パートナーシップ）及びフラッグシップアセットマネジメント投資組合40号（日本国法に基づく民法上の任意組合、以下、プレザント・バレー、ヒルクレスト・エルピー、クリアスカイ・エルピー及びフラッグシップアセットマネジメント投資組合40号を総称して「本件関連投資家ら」といいます。）並びにそれぞれの無限責任組合員により、本書の提出に係る公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）の実施を目的として新たに組成されました。

本書提出日現在、本件関連投資家らによる対象者A種優先株式及び普通株式の保有状況は以下のとおりです（詳細については、後記(2)「本公開買付けの実施を決定するに至った背景及び目的並びに意思決定の過程」をご参照ください。）。

	A種優先株式	普通株式	完全希薄化後持分の合計（注3）
プレザント・バレー	2,866株（転換（注1）によって発行される普通株式：3,593株、完全希薄化後持分（注2）：13.26%）	286株（完全希薄化後持分：1.06%）	14.32%
ヒルクレスト・エルピー	1,723株（転換によって発行される普通株式：2,160株、完全希薄化後持分：7.97%）	172株（完全希薄化後持分：0.63%）	8.61%
クリアスカイ・エルピー	406株（転換によって発行される普通株式：509株、完全希薄化後持分：1.88%）	41株（完全希薄化後持分：0.15%）	2.03%
フラッグシップアセットマネジメント投資組合40号	108株（転換によって発行される普通株式：135株、完全希薄化後持分：0.50%）	11株（完全希薄化後持分：0.04%）	0.54%
本件関連投資家らの合計	5,103株（転換によって発行される普通株式：6,397株、完全希薄化後持分：23.62%）	510株（完全希薄化後持分：1.88%）	25.50%

（注1）「転換」とは、対象者A種優先株式に係る取得請求権の行使をいいます。以下本書において同じです。

（注2）「完全希薄化後持分」とは、対象者の平成24年6月14日提出の第19期第3四半期報告書に記載された平成24年4月30日現在の対象者普通株式の発行済株式総数（20,690株）に、本書提出日において対象者A種優先株式が全て転換されたと仮定した場合に転換によって発行される普通株式（6,397株）も含めた27,087株に対する株式保有割合をいい、その計算において小数点以下第三位を四捨五入しております。以下本書において同じです。

（注3）対象者A種優先株式に係る完全希薄化後持分と普通株式に係る完全希薄化後持分の合計を記載しております。

また、公開買付者らと本件関連投資家らとの関係は以下のとおりです。

- ・ ピースヴィラ・エルピー：プレザント・バレーの親会社であるプレザント・バレー・コー・エルティエディー（Pleasant Valley Co., Ltd.）を無限責任組員とし、プレザント・バレーを有限責任組員とする英国領ケイマン諸島法に基づくリミテッド・パートナーシップ
- ・ ハッピーコースト・エルピー：ヒルクレスト・エルピーと無限責任組員（ヒルクレスト・パートナーズ・エルピー：Hillcrest Partners, L.P.）を共通にし、ヒルクレスト・エルピーを有限責任組員とする英国領ケイマン諸島法に基づくリミテッド・パートナーシップ
- ・ カームシー・エルピー：クリアスカイ・エルピーと無限責任組員（クリアスカイ・パートナーズ・エルピー：Clear Sky Partners, L.P.）を共通にし、クリアスカイ・エルピーを有限責任組員とする英国領ケイマン諸島法に基づくリミテッド・パートナーシップ
- ・ フラッグシップアセットマネジメント投資組合40号B：フラッグシップアセットマネジメント投資組合40号と無限責任組員（株式会社フラッグシップアセットマネジメント）を共通にする日本国法に基づく民法上の任意組合

公開買付者ら（但し、フラッグシップアセットマネジメント投資組合40号Bを除く。）及び本件関連投資家ら（但し、フラッグシップアセットマネジメント投資組合40号を除く。）は、いずれも、株式会社アドバンテッジアドバイザーズ（以下「アドバンテッジアドバイザーズ」といいます。）から、上場有価証券等への投資戦略の立案、投資対象の選定に関するアドバイス及び投資実行後における投資先企業の企業価値向上のためのコンサルティングなどのサービス提供（以下「投資サービス提供」といいます。）を受けております。フラッグシップアセットマネジメント投資組合40号Bと、フラッグシップアセットマネジメント投資組合40号は、アドバンテッジアドバイザーズとその関連会社の役職員を有限責任組員として、本件関連投資家ら及び公開買付者らから提供される情報を元に対象者への投資を行っております。

アドバンテッジアドバイザーズは、アドバンテッジパートナーズ有限責任事業組合の100%子会社であり、上場有価証券への少数持分投資を目的とする投資ファンドに対し、投資サービス提供を行う助言会社として平成19年10月に設立されました。アドバンテッジアドバイザーズが投資サービス提供を行うファンドは、ファンドの投資先企業が中長期的な視点で競争力を強化・維持し、持続的な成長を実現できるように多面的な支援を行うということを基本方針として投資活動を行ってきました。親会社のアドバンテッジパートナーズ有限責任事業組合が投資サービス提供を行うファンドと合わせて、これまで40件を超える投資案件実績を有しております。

今般、公開買付者らは、アドバンテッジアドバイザーズのアドバイスを元に、平成24年4月に、健康上の理由から対象者の取締役兼代表執行役会長を辞任した創業者兼筆頭株主である米田賢治氏（以下「米田氏」といいます。）が保有する普通株式（平成24年10月17日現在6,670株、完全希薄化後持分：24.62%）のうち4,000株（以下「本応募予定株式」といいます。完全希薄化後持分：14.77%）を取得することを主たる目的として、本公開買付けを共同で実施することを決定いたしました。後記「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景及び目的並びに意思決定の過程」に記載のとおり、米田氏は、創業以降、代表者として対象者の企業成長を強力なリーダーシップで牽引されてきましたが、平成24年4月に、健康上の理由から、対象者の取締役兼代表執行役会長を辞任しております。米田氏は、辞任に伴い、その保有する対象者普通株式のうち本応募予定株式である4,000株の売却を希望しており、平成24年7月以降、本件関連投資家らを含む複数の候補者との間で売却に係る協議を行った結果、最終的に、本公開買付けにより公開買付者らに対して本応募予定株式を売却する意向を固められました。但し、本応募予定株式には、株式会社日本政策投資銀行（以下「日本政策投資銀行」といいます。）が対象者の子会社である株式会社フェアリープラントテクノロジー（以下「フェアリープラントテクノロジー」といいます。）に対して有する貸付金債権等を被担保債権とする質権が設定されていることから、公開買付者らは、本公開買付け実施に際し、平成24年10月17日付で、日本政策投資銀行との間で、日本政策投資銀行が本応募予定株式に係る担保権を実行した上で本公開買付けに応募することを内容とする公開買付け応募契約（以下「本応募契約」といいます。）を締結しております（その概要については、後記「(4) 本公開買付けに関する重要な合意等」をご参照ください。）。なお、当該担保権の実行日に関し、本応募契約に特段の定めはありませんが、日本政策投資銀行によれば、本公開買付けの日程に鑑み、平成24年10月30日頃までに実行する予定とのことです。また、本応募契約締結に先立ち、公開買付者らは、本応募予定株式に係る担保権の実行のために、日本政策投資銀行、対象者及び米田氏との間で、株式質権の実行に関する合意書を締結している旨を日本政策投資銀行に確認しております。なお、前記のとおり、本応募予定株式（4,000株）は米田氏が平成24年10月17日現在保有する対象者普通株式の一部であることから、本公開買付けが成立した場合でも米田氏は引き続き対象者普通株式（2,670株、完全希薄化後持分：9.86%）を保有することになりますが、本書提出日現在、公開買付者らは、当該株式の保有又は処分について、米田氏と協議を行っており、また、米田氏から特段の説明も受けておりません。

前記のとおり、本公開買付けは、米田氏が売却の意向を有している本応募予定株式（4,000株）を取得することを主たる目的とするものであることから、本応募予定株式と同数の4,000株を買付予定数の下限として設定しておりますので、応募株券等の数の合計が4,000株に満たない場合には、応募株券等の全部の買付けを行いません。他方、米田氏以外の対象者の

株主による売却機会を確保するため、4,500株（完全希薄化後持分：16.61%）を買付予定数の上限として設定しており、応募株券等の数の合計が4,500株を超える場合には、その超える部分の全部の買付け等を行わないものとし、法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付けに係る受渡しその他の決済を行います。

本公開買付けにより買付予定数の下限である4,000株を買い付けた場合、公開買付者らは、本件関連投資家らが保有する対象者普通株式（6,907株、平成24年10月17日現在においてA種優先株式5,103株を転換した場合に取得することとなる対象者普通株式6,397株を含みます。）と合算して対象者普通株式10,907株を保有することになりますが、その場合の完全希薄化後持分は40.27%となります。また、買付予定数の上限である4,500株を買い付けた場合には、本件関連投資家らが保有する対象者普通株式（同上）と合算して対象者普通株式11,407株を保有することとなり、その場合の完全希薄化後持分は42.11%となります。

なお、本公開買付けにおける買付け等の価格（80,000円、以下「公開買付価格」といいます。）は、公開買付者らがアドバンテッジアドバイザーズを通じた米田氏及び日本政策投資銀行との協議の結果決定した価格であり、本公開買付けの実施を公表した前営業日の平成24年10月16日のJASDAQ市場における対象者普通株式の終値83,800円に対して4.53%のディスカウント（小数点以下第三位四捨五入、以下、ディスカウントの計算において同じ。）を行った金額となります。

本公開買付けにおいて各公開買付者が取得する株式数は、下記の算式によって算定される株式数を予定しております。下記の算式によって算定される株式数において、1株未満の端数が発生した場合には、小数点以下第一位を四捨五入することによって整数となるように公開買付者ら間の協議によって調整いたします（注4）。

- ・ ピースヴィラ・エルピー：本公開買付けによって取得することとなった株式のうち56.16%
- ・ ハッピーコースト・エルピー：本公開買付けによって取得することとなった株式のうち33.77%
- ・ カムシー・エルピー：本公開買付けによって取得することとなった株式のうち7.95%
- ・ フラッグシップアセットマネジメント投資組合40号B：本公開買付けによって取得することとなった株式のうち2.12%

（注4）各公開買付者に係る上記取得割合は、平成23年7月29日に本件関連投資家らがA種優先株式を引き受けた際の、各公開買付者の関係者たる本件関連投資家（すなわち、ピースヴィラ・エルピーについてはその有限責任組合員であるプレゼント・バレー、ハッピーコースト・エルピーについてはその有限責任組合員であるヒルクレスト・エルピー、カムシー・エルピーについてはその有限責任組合員であるクリアスカイ・エルピー、フラッグシップアセットマネジメント投資組合40号Bについては無限責任組合員を共通にするフラッグシップアセットマネジメント投資組合40号）それぞれの取得割合と同割合となっております。本件関連投資家らが保有するA種優先株式の内訳については、前記のとおりです。

なお、後記「(5) 本公開買付けの公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」に記載のとおり、対象者によって公表された平成24年10月17日付「ピースヴィラ・エルピー他3ファンドによる当社株券に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ」（以下「対象者プレスリリース」といいます。）によれば、対象者は平成24年10月17日の対象者の取締役会において、対象者の取締役のうち、アドバンテッジアドバイザーズの代表取締役を兼務する岩本朗氏を除く取締役全員（社外取締役3名を含みます。）による全員一致により、対象者を取り巻く事業環境及び対象者が直面する経営課題、アドバンテッジアドバイザーズが投資サービス提供を行う本件関連投資家らのこれまでの既存株主としての信頼性、本件関連投資家らが現在の対象者との良好な関係を維持し、今後も中長期的に対象者の株主として対象者の企業価値向上に資する計画であること、アドバンテッジアドバイザーズがいずれの事業会社グループにも属さない独立系のファンドであること、これまでのアドバンテッジアドバイザーズの対象者へのコンサルティング実績等を総合的に勘案した結果、本公開買付けは対象者の企業価値向上に資するものであると判断し、本公開買付けに賛同する意見を表明する旨の決議を行ったとのこと。一方で、本公開買付けにおける対象者普通株式の公開買付価格に関しては、公開買付者らがアドバンテッジアドバイザーズを通じて米田氏及び日本政策投資銀行との間で協議・交渉を重ねた結果決定されたものであること、本公開買付けは対象者普通株式の上場廃止を企図するものではなく、公開買付者らは本公開買付け成立後も引き続き対象者普通株式の上場を維持する方針であること、及び公開買付価格は80,000円であり、平成24年10月16日のJASDAQ市場における対象者普通株式の終値83,800円に対して4.53%のディスカウントであることから、公開買付価格の妥当性については意見を留保し、本公開買付けへの応募については、対象者の株主の判断に委ねる旨を決議したとのこと。

(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景及び目的並びに意思決定の過程

対象者は、画像処理用LED照明装置及び制御装置の開発・製造・販売、並びに、顕微鏡光源用、植物育成用、医療用、民生・商業用その他のLED応用照明の開発・製造・販売を事業内容とし、米田氏によって、平成5年10月に京都府京都市に

において設立されました。その後、対象者は、積極的な研究開発による販売製品のラインアップの拡充、海外子会社の設立を通じた販売対象地域の拡大を図り、平成16年6月に日本証券業協会に店頭登録、同年12月にジャスダック証券取引所（現大阪証券取引所JASDAQ市場）に株式上場を果たしております。しかしながら、対象者は、平成20年12月に植物育成プラント事業に参画することを目的として株式会社フェアリーエンジェル（現フェアリープラントテクノロジー）を子会社化したものの、当該植物育成プラント事業の損失拡大に伴い、平成21年7月期及び平成22年7月期において二期連続の赤字を計上した結果、平成22年7月期の決算報告書において、「継続企業の前提に関する注記」が記載されておりました。かかる状況を踏まえ、対象者は、資本増強を目的として、平成23年7月29日に本件関連投資家らを引受先とする第三者割当増資により、A種優先株式5,103株（発行価額：1株につき196,000円）を発行しました（本件関連投資家らがそれぞれ引受けた株式数は、プレザント・パレー：2,866株、ヒルクレスト・エルピー：1,723株、クリアスカイ・エルピー：406株、フラッグシップアセットマネジメント投資組合40号：108株です。）。また、本件関連投資家らは、同日付で、米田氏から同氏が保有する対象者普通株式510株を相対取引により取得しております（本件関連投資家らがそれぞれ譲り受けた株式数は、プレザント・パレー：286株、ヒルクレスト・エルピー：172株、クリアスカイ・エルピー：41株、フラッグシップアセットマネジメント投資組合40号：11株です。）。

本件関連投資家らが引受けたA種優先株式は無議決権株式であり、その内容として、平成24年7月29日以降から平成29年7月28日までの間、いつでも、対象者A種優先株式を保有する株主がその請求により、法令の定める範囲内において、保有するA種優先株式と引き換えに、対象者普通株式を取得することができる取得請求権が定められております。平成24年10月17日現在、本件関連投資家らが保有するA種優先株式5,103株を転換した場合には、本件関連投資家らは、対価として対象者普通株式6,397株を取得することとなります（本件関連投資家らがそれぞれ取得する株式数は、プレザント・パレー：3,593株、ヒルクレスト・エルピー：2,160株、クリアスカイ・エルピー：509株、フラッグシップアセットマネジメント投資組合40号：135株となります。）。この場合、本件関連投資家らは既に保有している対象者普通株式510株と併せて対象者普通株式6,907株（完全希薄化後持分：25.50%）を保有することとなります。

また、上記A種優先株式の引受けに際して、本件関連投資家らは、平成23年6月9日付で、対象者との間で対象者に対する投資及び対象者の運営等に関する事項についての投資引受契約を締結しており、その概要は以下のとおりです。

対象者の申し入れに基づくA種優先株式の（又は転換後の普通株式）の第三者への譲渡

対象者は、本件関連投資家らに対し、本件関連投資家らが保有するA種優先株式（又は転換後の普通株式）を、対象者が指定する第三者に譲渡するよう申し入れることができ、本件関連投資家らは、当該申し入れが、所定の金額以上であること、かつ、所定の割合以内であること、また、その他条件についての合理的に満足する内容であることを条件に、申し入れに対して真摯に検討しなければならない。

対象者の遵守事項

対象者は、本件関連投資家らに対して事業計画等所定の書類を提出する義務、新規借入又は既存借入の変更を行う場合等の報告義務を有する。また、対象者は、分配可能額が10億円未満である場合に配当を行う際又は配当後の分配可能額が10億円未満となる配当を行う際には、事前に本件関連投資家らの承諾を得なければならない。

対象者の取締役候補者1名の指名権付与

本件関連投資家らのうちプレゼント・バレーは、プレゼント・バレーが対象者の株式を保有しなくなるまでの間、対象者の取締役候補者1名を推薦する権利を有し、対象者はかかる取締役候補者を社外取締役として選任する議案を、平成23年7月28日に実施される臨時株主総会及びその後当該取締役の任期が満了する株主総会においても、かかる取締役候補者を社外取締役として選任する議案を上程し、その他必要な手続きを行うものとする。対象者は、本取締役選任に係る議案が株主総会で承認されるべく、最大限の努力をする。

当該投資引受契約に基づき、プレゼント・バレーはアドバンテッジアドバイザーズの代表取締役岩本朗氏を対象者の取締役候補として推薦し、平成23年7月28日開催の対象者の臨時株主総会において、同氏は、対象者の社外取締役として選任され、現任しております。

対象者は、上記第三者割当増資によって払い込まれた資本を原資に、財務体質の改善に加えて、工業用照明事業におけるNo.1戦略、新規事業におけるアライアンス戦略、持続的な成長に向けたインド戦略を骨子とする中期経営計画の実現に向けて、成長投資を実行しており、平成23年7月期の決算において「継続企業の前提に関する注記」が解消され、対象者の平成24年9月12日付「平成24年7月期 決算短信〔日本基準〕（連結）」によれば、直近の平成24年7月期の通期決算におきましては、連結売上高5,296百万円、営業利益269百万円、当期純損失115百万円を計上するに至っております。

一方、米田氏は創業以降、代表者として対象者の企業成長を強力なリーダーシップで牽引されてきましたが、平成24年4月に、健康上の理由から、対象者の取締役兼代表執行役会長を辞任しております。米田氏は、辞任に伴い、その保有する対象者普通株式（平成24年10月17日現在6,670株）のうち本応募予定株式である4,000株の売却を希望しており、平成24年7月以降、本件関連投資家らを含む複数の候補者との間で売却に係る協議を進めてきました。その過程で、米田氏は、対象者の継続的な成長のためには、環境変化の激しい昨今の状況に迅速に対応できるよう、対象者の強みを十分に理解している既存株主への承継が望ましいと考えるに至り、本件関連投資家らの信頼性及び他の既存株主との親和性を評価し、平成24年7月頃、本件関連投資家らが本応募予定株式の譲渡先として最適であると判断し、対象者を通じ、その旨を公開買付者らに投資サービス提供を行うアドバンテッジアドバイザーズに対して表明しました。

アドバンテッジアドバイザーズは、米田氏からの本応募予定株式の売却の意向表明を受け、対象者を通じて複数回の協議・交渉を重ねました。その結果、平成24年8月21日に、本件関連投資家らと米田氏の間で、本件関連投資家らがそれぞれ新たに組成する公開買付者らが本応募予定株式を取得することにつき、米田氏との間で対象者を通じて基本合意に達しました。その後、本応募予定株式には日本政策投資銀行がフェアリープラントテクノロジーに対して有する貸付金債権等を被担保債権とする質権が設定されていることから、アドバンテッジアドバイザーズが日本政策投資銀行と公開買付けに際しての当該質権の取扱いについて協議を重ねた結果、日本政策投資銀行が当該質権を実行した上で本公開買付けに応募することとし、公開買付者ら及び日本政策投資銀行は、平成24年10月17日付で本応募契約を締結し、その旨を合意しております。公開買付価格の決定にあたっては、公開買付者らは、本公開買付けの主たる目的が米田氏が売却の意向を表明した本応募予定株式を取得することであること及び本応募予定株式について日本政策投資銀行を権利者とする質権が設定されていることに鑑み、公開買付価格については、公開買付者らと米田氏及び日本政策投資銀行が合意できる価格をもって決定する方針を採用いたしました。その上で、対象者普通株式がJASDAQ市場に上場しており、対象者普通株式の取引が金融商品取引所を通じて行われていることを勘案し、米田氏から売却の意向表明があった平成24年7月以降の対象者普通株式の市場株価を参照しつつ、米田氏及び日本政策投資銀行との間で複数回にわたり協議・交渉を行った結果、平成24年10月17日、最終的に公開買付価格を1株当たり80,000円とすることを決定いたしました。

なお、公開買付者らは公開買付価格を決定するにあたり、第三者算定機関の算定書は取得しておりませんが、公開買付価格は、本公開買付けの実施に係る公表の前営業日である平成24年10月16日のJASDAQ市場における対象者普通株式の終

値83,800円に対して4.53%、平成24年10月16日から遡る過去1ヶ月間の終値の単純平均値88,990円(円未満四捨五入。以下、単純平均値の計算において同じ。)に対しては10.10%、同過去3ヶ月間の終値の単純平均値84,659円に対して5.50%、同過去6ヶ月間の終値の単純平均値88,421円に対して9.52%のディスカウントを行った価格であります。また、公開買付価格は本書提出日の前営業日である平成24年10月17日のJASDAQ市場における対象者普通株式の終値84,100円に対して4.88%のディスカウントを行った価格です。

(3) 本公開買付け後の経営方針

本公開買付けに関連して、公開買付者であるピースヴィラ・エルピーは、平成24年10月17日付で、対象者との間で取締役選任に関する合意書を締結し、()ピースヴィラ・エルピーが取締役候補者1名を推薦する権利を有すること、()対象者は、ピースヴィラ・エルピーが別途推薦する当該取締役候補者を取締役として選任する議案を平成24年11月以降に開催される最初の対象者の株主総会及びその後当該取締役の任期が満了する株主総会(取締役候補がその任期の途中で退任した場合には、退任後初めて開催される株主総会)に上程し、その他必要な手続を行うこと、()対象者は、かかる取締役選任議案が承認されるべく、最大限の努力をすること並びに()ピースヴィラ・エルピーは、ピースヴィラ・エルピーが推薦する社外取締役候補者が対象者の社外取締役に就任していない場合、ピースヴィラ・エルピーが推薦する者1名をオブザーバーとして対象者の取締役会に出席させ、意見を述べさせることができ、対象者は、かかるオブザーバーが取締役会に出席し、意見を述べるために必要な措置を講じることにつき合意しております(但し、上記のピースヴィラ・エルピー及び対象者の権利義務は、平成24年12月31日までに本公開買付けによりピースヴィラ・エルピーが対象者の普通株式を取得しなかった場合又はピースヴィラ・エルピーが対象者の普通株式を保有しなくなった場合には終了するものとされており、)。

なお、前記「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景及び目的並びに意思決定の過程」に記載のとおり、本件関連投資家であるプレゼント・バレーは、対象者A種優先株式の引受けに際して対象者との間で平成23年6月9日付で締結した投資引受契約に基づき、プレゼント・バレーが対象者の株式を保有しなくなるまでの間、対象者の取締役1名を推薦する権利を有しております。従って、本公開買付けが成立した場合、公開買付者ら及び本件関連投資家らは、上記投資引受契約に基づき派遣済みの1名(岩本朗氏)を含め、合計で対象者の取締役2名を推薦する権利を有することとなります。

また、本公開買付け後の経営体制については、対象者の取締役兼代表執行役社長である各務嘉郎氏及び取締役兼代表執行役専務である松室伸二氏の両名に、対象者の企業価値向上のため引き続き対象者の取締役代表執行役として現職にとどまり経営に関与することを要請する予定です。

(4) 本公開買付けに関する重要な合意等

本応募契約

本応募予定株式会社には、日本政策投資銀行が対象者の子会社であるフェアリープラントテクノロジーに対して有する貸付金債権等を被担保債権とする質権が設定されていることから、公開買付者らは、本公開買付けの実施に際し、平成24年10月17日付で、日本政策投資銀行との間で、日本政策投資銀行が本応募予定株式に係る担保権を実行した上で本公開買付けに応募することを内容とする本応募契約を締結しております。なお、当該担保権の実行日に関し、本応募契約に特段の定めはありませんが、日本政策投資銀行によれば、本公開買付けの日程に鑑み、平成24年10月30日頃までに実行する予定とのことです。また、本応募契約締結に先立ち、公開買付者らは、本応募予定株式に係る担保権の実行のために、日本政策投資銀行、対象者及び米田氏との間で、株式質権の実行に関する合意書を締結している旨を日本政策投資銀行に確認しております。

本応募契約においては、公開買付者らの表明及び保証（注1）について重大な誤りが存在しないことが日本政策投資銀行が本公開買付けに応募する前提条件とされています。但し、当該前提条件が充足されない場合においても日本政策投資銀行がかかる前提条件の一部又は全部を放棄し、自らの判断にて応募することを妨げるものではありません。

（注1） 公開買付者らは、本応募契約において、概要以下の項目について、表明及び保証を行っております。

- （ ）公開買付者らが適法に組成され、かつ有効に存続していること
- （ ）公開買付者らが、本応募契約の締結及び履行に必要な権利能力及び行為能力を有しており、また、必要な法令等又は内部規則に基づく手続を履践していること
- （ ）本応募契約上の義務が強制執行可能なものであること
- （ ）公開買付者らが、本応募契約の締結及び履行に必要な司法・行政機関等からの許認可の取得その他法令等に基づく手続を履践していること
- （ ）本応募契約の締結及び履行が、法令等、公開買付者らの内部規則、公開買付者らが当事者となっている契約等及び司法・行政機関等の判断等に抵触しないこと
- （ ）公開買付者らが対象者に係る未公表の重要事実を認識していないこと
- （ ）公開買付者らが反社会勢力と関係を有していないこと

取締役選任に関する合意

前記「(3) 本公開買付け後の経営方針」に記載のとおり、本公開買付けに関連して、公開買付者であるピースヴィラ・エルピーは、平成24年10月17日付で、対象者との間で取締役選任に関する合意書を締結し、（ ）ピースヴィラ・エルピーが取締役候補者1名を推薦する権利を有すること、（ ）対象者は、ピースヴィラ・エルピーが別途推薦する当該取締役候補者を取締役として選任する議案を平成24年11月以降に開催される最初の対象者の株主総会及びその後当該取締役の任期が満了する株主総会（取締役候補がその任期の途中で退任した場合には、退任後初めて開催される株主総会）に上程し、その他必要な手続を行うこと、（ ）対象者は、かかる取締役選任議案が承認されるべく、最大限の努力をすること並びに（ ）ピースヴィラ・エルピーは、ピースヴィラ・エルピーが推薦する社外取締役候補者が対象者の社外取締役に就任していない場合、ピースヴィラ・エルピーが推薦する者1名をオブザーバーとして対象者の取締役会に出席させ、意見を述べさせることができ、対象者は、かかるオブザーバーが取締役会に出席し、意見を述べるために必要な措置を講じるにつき合意しております（但し、上記のピースヴィラ・エルピー及び対象者の権利義務は、平成24年12月31日までに本公開買付けによりピースヴィラ・エルピーが対象者の普通株式を取得しなかった場合又はピースヴィラ・エルピーが対象者の普通株式を保有しなくなった場合には終了するものとされております。）。

(5) 本公開買付けの公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置

対象者は、本公開買付けに係る意見表明を行うに至る意思決定の過程における恣意性の排除、及び利益相反の疑いを回避する観点から、主として、以下の内容の本公開買付けの公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置を実施いたしました。

なお、以下の記載のうち、対象者において実施した措置については、対象者プレスリリース又は対象者から受けた説明に基づくものです。

対象者における独立した法律事務所からの助言

対象者プレスリリースによれば、対象者の取締役会は、その意思決定過程における透明性及び合理性を確保するため、リーガル・アドバイザーとして、対象者、公開買付者ら及びアドバンテッジアドバイザーズから独立した第三者である弁護士法人淀屋橋・山上合同を選任し、本公開買付けに係る意見表明を決定するに至る意思決定の過程及び方法その他の留意点に関する法的助言を依頼したとのことです。対象者の取締役会は、同弁護士法人からの法的助言を踏まえ、対象者の企業価値の向上及び少数株主の利益保護の観点から、本公開買付け及び買付条件について慎重に検討を行ったとのことです。

利害関係を有しない取締役全員の承認

対象者プレスリリースによれば、対象者の取締役会は、平成24年10月17日の対象者の取締役会において、対象者を取り巻く事業環境及び対象者が直面する経営課題、アドバンテッジアドバイザーズが投資サービス提供を行う本件関連投資家らのこれまでの既存株主としての信頼性、本件関連投資家らが現在の対象者との良好な関係を維持し、今後も中長期的に対象者の株主として対象者の企業価値向上に資する計画であること、アドバンテッジアドバイザーズがいずれの事業会社グループにも属さない独立系のファンドであること、これまでのアドバンテッジアドバイザーズの対象者へのコンサルティング実績等を総合的に勘案した結果、本公開買付けは対象者の企業価値向上に資するものであると判断し、本公開買付けに賛同する意見を表明する旨の決議を行ったとのことです。一方で、本公開買付けにおける対象者普通株式の公開買付価格に関しては、公開買付者らがアドバンテッジアドバイザーズを通じて米田氏及び日本政策投資銀行との間で協議・交渉を重ねた結果決定されたものであること、本公開買付けは対象者普通株式の上場廃止を企図するものではなく、公開買付者らは本公開買付け成立後も引き続き対象者普通株式の上場を維持する方針であること、及び公開買付価格は80,000円であり、平成24年10月16日のJASDAQ市場における対象者普通株式の終値83,800円に対して4.53%のディスカウントであることから、公開買付価格の妥当性については意見を留保し、本公開買付けへの応募については、対象者の株主の判断に委ねる旨を決議したとのことです。

上記取締役会においては、対象者の取締役のうち、アドバンテッジアドバイザーズの代表取締役を兼任する岩本朗氏が当該決議に関し特別利害関係人に該当する可能性があることから、対象者は、リーガル・アドバイザーである弁護士法人淀屋橋・山上合同の法的助言を受け、利益相反の疑いを回避するため、岩本朗氏以外の取締役全員（社外取締役3名を含みます。）による審議を行い、岩本朗氏を除く取締役の全員一致で本公開買付けに賛同する意見を表明する旨の決議を行ったとのことです。

(6) 本公開買付け後の株券等の追加取得の予定

本公開買付けは、米田氏が売却の意向を有している本応募予定株式の取得を主な目的としているため、現時点において、本公開買付けによりその目的を達した場合に、対象者の株券等を追加で取得することは予定しておりません。

(7) 上場廃止となる見込みがある旨及びその理由

対象者普通株式は、本書提出日現在、大阪証券取引所JASDAQ市場に上場しておりますが、本公開買付けは対象者普通株式の上場廃止を企図するものではありません。公開買付者らが本公開買付けの買付予定数の上限である対象者普通株式4,500株（完全希薄化後持分：16.61%）を買い付けた場合でも、本件関連投資家らがA種優先株式5,103株を転換した場合に対価として取得する対象者普通株式（6,397株）と本件関連投資家らが保有する対象者普通株式（510株）と合算して11,407株（完全希薄化後持分：42.11%）にとどまることから、本公開買付け後においても、対象者普通株式の大阪証券取引所JASDAQ市場での上場は維持される予定です。

4【買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数】

(1)【買付け等の期間】

【届出当初の期間】

買付け等の期間	平成24年10月18日（木曜日）から平成24年11月14日（水曜日）まで（20営業日）
公告日	平成24年10月18日（木曜日）
公告掲載新聞名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 (電子公告アドレス http://info.edinet-fsa.go.jp/)

【対象者の請求に基づく延長の可能性の有無】

法第27条の10第3項の規定により、対象者から本公開買付けにおける買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合は、公開買付期間は30営業日、平成24年11月29日（木曜日）までとなります。

【期間延長の確認連絡先】

確認連絡先 株式会社フラッグシップアセットマネジメント

東京都港区虎ノ門四丁目1番28号

03 - 5402 - 3211

直井 佳世子

確認受付時間 平日10時から17時まで

(2)【買付け等の価格】

株券	普通株式 1株につき金80,000円
新株予約権証券	-
新株予約権付社債券	-
株券等信託受益証券（ ）	-
株券等預託証券（ ）	-
算定の基礎	<p>公開買付価格の決定にあたっては、公開買付者らは、本公開買付けの主たる目的が米田氏が売却の意向を表明した本応募予定株式を取得することであること及び本応募予定株式について日本政策投資銀行を権利者とする質権が設定されていることに鑑み、公開買付価格については、公開買付者らと米田氏及び日本政策投資銀行が合意できる価格をもって決定する方針を採用いたしました。その上で、対象者普通株式がJASDAQ市場に上場しており、対象者普通株式の取引が金融商品取引所を通じて行われていることを勘案し、米田氏から売却の意向表明があった平成24年7月以降の対象者普通株式の市場株価を参照しつつ、米田氏及び日本政策投資銀行との間で複数回にわたり協議・交渉を行った結果、平成24年10月17日、最終的に公開買付価格を1株当たり80,000円とすることを決定いたしました。</p> <p>なお、公開買付者らは公開買付価格を決定するにあたり、第三者算定機関の算定書は取得しておりません。公開買付価格は、本公開買付けの実施に係る公表の前営業日である平成24年10月16日のJASDAQ市場における対象者普通株式の終値83,800円に対して4.53%、平成24年10月16日から遡る過去1ヶ月間の終値の単純平均値88,990円に対しては10.10%、同過去3ヶ月間の終値の単純平均値84,659円に対して5.50%、同過去6ヶ月間の終値の単純平均値88,421円に対して9.52%のディスカウントを行った価格であります。また、公開買付価格は本書提出日の前営業日である平成24年10月17日のJASDAQ市場における対象者普通株式の終値84,100円に対して4.88%のディスカウントを行った価格です。</p>

算定の経緯	<p>米田氏は創業以降、代表者として対象者の企業成長を強力なリーダーシップで牽引されてきましたが、平成24年4月に、健康上の理由から、対象者の取締役兼代表執行役会長を辞任しております。米田氏は、辞任に伴い、その保有する対象者普通株式（平成24年10月17日現在6,670株）のうち本応募予定株式である4,000株の売却を希望しており、平成24年7月以降、本件関連投資家らを含む複数の候補者との間で売却に係る協議を進めてきました。その過程で、米田氏は、対象者の継続的な成長のためには、環境変化の激しい昨今の状況に迅速に対応できるよう、対象者の強みを十分に理解している既存株主への承継が望ましいと考えるに至り、本件関連投資家らの信頼性及び他の既存株主との親和性を評価し、平成24年7月頃、本件関連投資家らが本応募予定株式の譲渡先として最適であると判断し、対象者を通じ、その旨をアドバンテッジアドバイザーズに対して表明しました。</p> <p>アドバンテッジアドバイザーズは、米田氏からの本応募予定株式の売却の意向表明を受け、対象者を通じて複数回の協議・交渉を重ねた末、平成24年8月21日、本件関連投資家らがそれぞれ新たに組成する公開買付者らが本応募予定株式を取得することにつき、米田氏との間で基本合意に達しました。公開買付価格の決定にあたっては、公開買付者らは、本公開買付けの主たる目的が米田氏が売却の意向を表明した本応募予定株式を取得することであること及び本応募予定株式について日本政策投資銀行を権利者とする質権が設定されていることに鑑み、公開買付価格については、公開買付者らと米田氏及び日本政策投資銀行が合意できる価格をもって決定する方針を採用いたしました。その上で、対象者普通株式がJASDAQ市場に上場しており、対象者普通株式の取引が金融商品取引所を通じて行われていることを勘案し、米田氏から売却の意向表明があった平成24年7月以降の対象者普通株式の市場株価を参照しつつ、米田氏及び日本政策投資銀行との間で複数回にわたり協議・交渉を行った結果、平成24年10月17日、最終的に公開買付価格を1株当たり80,000円とすることを決定いたしました。</p> <p>なお、公開買付者らは公開買付価格を決定するにあたり、第三者算定機関の算定書は取得しておりません。</p>
-------	---

(3) 【買付予定の株券等の数】

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
4,500 (株)	4,000 (株)	4,500 (株)

- (注1) 応募株券等の総数が買付予定数の下限(4,000株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。
- (注2) 応募株券等の総数が買付予定数の上限(4,500株)を超える場合は、その超える部分の全部の買付け等を行わないものとし、法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。

5【買付け等を行った後における株券等所有割合】

区分	議決権の数
買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)	4,500
aのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(b)	-
bのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(c)	-
公開買付者の所有株券等に係る議決権の数(平成24年10月18日現在)(個)(d)	-
dのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(e)	-
eのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(f)	-
特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成24年10月18日現在)(個)(g)	6,907
gのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(h)	6,397
hのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(i)	-
対象者の総株主等の議決権の数(平成24年1月31日現在)(個)(j)	20,660
買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合(a/j)(%)	21.75
買付け等を行った後における株券等所有割合 ((a+d+g)/(j+(b-c)+(e-f)+(h-i))×100)(%)	42.11

(注1) 「買付予定の株券等に係る議決権の数(a)」は、本公開買付けにおける買付予定数(4,500株)に係る議決権の数です。

(注2) 「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成24年10月18日現在)(g)」は、各特別関係者が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。

(注3) 「対象者の総株主等の議決権の数(平成24年1月31日現在)(j)」は、対象者の平成24年6月14日提出の第19期第3四半期報告書に記載された平成24年1月31日現在の総株主の議決権の数です。但し、同四半期報告書によると平成24年4月30日現在の発行済株式総数は平成24年1月31日現在より30株増加して20,690株となっているため、「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」の計算においては、「対象者の総株主等の議決権の数(平成24年1月31日現在)(j)」を20,690個として計算しております。

(注4) 「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

6【株券等の取得に関する許可等】

該当事項はありません。

7【応募及び契約の解除の方法】

(1)【応募の方法】

公開買付代理人

S M B C 日興証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

本公開買付けに係る株券等の買付け等の申込みに対する承諾又は売付け等の申込みをされる方(以下「応募株主等」といいます。)は、公開買付代理人の本店若しくは国内各営業店において、所定の「公開買付応募申込書」に所要事項を記載し、公開買付期間の末日の15時30分までに応募してください(但し、各営業店によって営業時間が異なります。事前にご利用になれる営業店の営業時間等をご確認のうえ、お手続きください。)。また、当該応募に際しては、応募株主等が公開買付代理人に開設した応募株主等名義の口座(以下「応募株主口座」といいます。)に、応募株券等が記録されている必要があります。なお、公開買付代理人以外の金融商品取引業者を通じた応募の受付は行われません。

応募株主等は、応募に際しては、上記「公開買付応募申込書」とともに、ご印鑑をご用意ください。また、公開買付代理人に口座を開設していない場合には、新規に口座を開設していただく必要があります。口座を開設される場合には、本人確認書類(注1)をご提出いただく必要があります。

外国の居住者である株主(法人株主を含みます。以下「外国人株主等」といいます。)の場合、日本国内の常任代理人(以下「常任代理人」といいます。)を通じて応募してください。また、本人確認書類(注1)をご提出いただく必要があります。

日本の居住者である個人株主の場合、買付けられた株券等に係る売却代金と取得費等との差額は、原則として株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税(注2)の適用対象となります。

公開買付代理人の本店若しくは国内各営業店において、公開買付期間の末日の15時30分まで応募の受付をします(但し、各営業店によって営業時間が異なります。事前にご利用になれる営業店の営業時間等をご確認のうえ、お手続きください。)

公開買付代理人以外の金融商品取引業者等に開設された口座に記録されている株券等(対象者の特別口座の口座管理機関である三菱UFJ信託銀行株式会社に開設された特別口座に記録されている株券等を含みます。)については、当該応募株券等につき公開買付代理人の応募株主口座への振替を行う必要があります。公開買付代理人が、当該応募株券等につき、公開買付代理人の応募株主口座への振替手続きが完了して公開買付代理人の応募株主口座に記録されていることを確認してからの受付となります。なお、振替手続きには一定の日数を要する場合がありますのでご注意ください。また、一度特別口座から振替られた応募株券等については再度特別口座へ記録することはできません。

(注1) 本人確認書類について

公開買付代理人に新規に口座を開設して応募される場合、又は外国人株主等が常任代理人を通じて応募される場合には、次の本人確認書類が必要となります。

個人

〔有効期限内の原本〕

運転免許証、各種健康保険証、各種年金手帳、各種福祉手帳、住民基本台帳カード(氏名・住所及び生年月日の記載のあるもの)、パスポート、外国人登録証明書

〔発行から6ヶ月以内の原本〕

住民票の写し、印鑑証明書、住民票の記載事項証明書、外国人登録原票の写し、外国人登録原票の記載事項証明書

住民票の写し等は発行者の印・発行日が記載されているページまで必要となります。

各種健康保険証の場合には、ご住所の記載もれ等がないかをご確認ください。

郵送でのお申込みの場合、いずれかの書類の原本かコピーをご用意ください。運転免許証等の裏面にご住所の訂正が記載されている場合は裏面のコピーもご提出ください。

法人

登記簿謄本

法人自体の本人確認に加え、代表者若しくは代理人・取引担当者個人（契約締結の任に当たる者）の本人確認書類（上記「個人」と同様）

外国人株主等

常任代理人に係る上記書類に加えて、常任代理人との間の委任契約に係る委任状又は契約書（当該外国人株主等の氏名又は名称、代表者の氏名及び国外の所在地の記載のあるものに限ります。）の写し、並びに常任代理人が金融機関以外の場合には日本国政府が承認した外国政府又は権限ある国際機関の発行した書類その他これに類するもので、居住者の本人確認書類に準じるもの

（注２）株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税について（日本の居住者である個人株主の場合）

個人株主の方につきましては、株式等の譲渡は原則として申告分離課税の適用対象となります。税務上の具体的なご質問等は税理士等の専門家に各自ご相談いただき、ご自身でご判断いただきますようお願い申し上げます。

（２）【契約の解除の方法】

応募株主等は、公開買付期間中、いつでも本公開買付けに係る契約を解除することができます。

契約の解除をする場合は、公開買付期間の末日の15時30分までに、下記に指定する者に本公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面（以下「解除書面」といいます。）を交付又は送付してください（但し、各営業店によって営業時間が異なります。事前にご利用になられる営業店の営業時間等をご確認のうえ、お手続きください。）。但し、送付の場合は、解除書面が公開買付期間の末日の15時30分までに、下記に指定する者に到達することを条件とします（但し、各営業店によって営業時間が異なります。事前にご利用になられる営業店の営業時間等をご確認のうえ、お手続きください。）。

解除書面を受領する権限を有する者

S M B C 日興証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

（その他のS M B C 日興証券株式会社国内各営業店）

（３）【株券等の返還方法】

応募株主等が上記「（２）契約の解除の方法」に記載の方法により本公開買付けに係る契約の解除をした場合には、解除手続終了後速やかに、後記「10 決済の方法」の「（４）株券等の返還方法」に記載の方法により応募株券等を返還します。

（４）【株券等の保管及び返還を行う金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

S M B C 日興証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

8【買付け等に要する資金】

(1)【買付け等に要する資金等】

買付代金(円)(a)	360,000,000
金銭以外の対価の種類	-
金銭以外の対価の総額	-
買付手数料(b)	17,000,000
その他(c)	5,000,000
合計(a) + (b) + (c)	382,000,000

(注1) 「買付代金(円)(a)」欄は、本公開買付けにおける買付予定数(4,500株)に、1株当たりの公開買付価格(80,000円)を乗じた金額です。

(注2) 「買付手数料(b)」欄は、公開買付代理人に支払う手数料の見積額です。

(注3) 「その他(c)」欄は、本公開買付けに関する新聞公告及び公開買付説明書その他必要書類の印刷費等の諸費用につき、その見積額です。

(注4) 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

(注5) その他公開買付代理人に支払われる諸経費及び弁護士報酬等がありますが、その額は本公開買付け終了後まで未定です。

(注6) 買付け等に要する資金等の「合計(a) + (b) + (c)」(以下、「買付け等に要する資金合計額」といいます。)は各公開買付者が以下のとおり充当する予定です。

ピースヴィラ・エルピー：買付け等に要する資金合計額の56.16%相当額

ハッピーコースト・エルピー：買付け等に要する資金合計額の33.77%相当額

カームシー・エルピー：買付け等に要する資金合計額の7.95%相当額

フラッグシップアセットマネジメント投資組合40号B：買付け等に要する資金合計額の2.12%相当額

(2)【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等】

【届出日の前々日又は前日現在の預金】

(フラッグシップアセットマネジメント投資組合40号B)

種類	金額(千円)
普通預金	9,000
計(a)	9,000

【届出日前の借入金】

イ【金融機関】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
1	-	-	-	-
2	-	-	-	-
計				-

□【金融機関以外】

借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
-	-	-	-
-	-	-	-
計			-

【届出日以後に借入れを予定している資金】

イ【金融機関】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
1	-	-	-	-
2	-	-	-	-
計(b)				-

□【金融機関以外】

借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
-	-	-	-
-	-	-	-
計(c)			-

【その他資金調達方法】

(ピースヴィラ・エルピー)

内容	金額(千円)
プレゼント・バレーによる出資の受入れ(注)	221,832
計(d)	221,832

(注) ピースヴィラ・エルピーは、上記金額の出資の裏付けとして、出資証明書記載の条件に基づき、有限責任組合員であるプレゼント・バレーから221,832千円を上限として出資を行う用意がある旨の証明書を平成24年10月17日付で受領しております。また、公開買付者は、当該出資の裏付けとして、プレゼント・バレーより銀行預金の残高証明書を受領し、出資義務を負う金額を上回る現預金を有していることを確認しております。

(ハッピーコースト・エルピー)

内容	金額(千円)
ヒルクレスト・エルピーによる出資の受入れ(注)	133,391
計(d)	133,391

(注) ハッピーコースト・エルピーは、上記金額の出資の裏付けとして、出資証明書記載の条件に基づき、有限責任組合員であるヒルクレスト・エルピーから133,391千円を上限として出資を行う用意がある旨の証明書を平成24年10月17日付で受領しております。また、公開買付者は、当該出資の裏付けとして、ヒルクレスト・エルピーより銀行預金の残高証明書を受領し、出資義務を負う金額を上回る現預金を有していることを確認しております。

(カームシー・エルピー)

内容	金額(千円)
クリアスカイ・エルピーによる出資の受入れ(注)	31,402
計(d)	31,402

(注) カームシー・エルピーは、上記金額の出資の裏付けとして、出資証明書記載の条件に基づき、有限責任組合員であるクリアスカイ・エルピーから31,402千円を上限として出資を行う用意がある旨の証明書を平成24年10月17日付で受領しております。また、公開買付者は、当該出資の裏付けとして、クリアスカイ・エルピーより銀行預金の残高証明書を受領し、出資義務を負う金額を上回る現預金を有していることを確認しております。

【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等の合計】

395,626千円 ((a) + (b) + (c) + (d))

(3) 【買付け等の対価とする有価証券の発行者と公開買付者との関係等】

該当事項はありません。

9 【買付け等の対価とする有価証券の発行者の状況】

該当事項はありません。

10 【決済の方法】

(1) 【買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

S M B C日興証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

(2) 【決済の開始日】

平成24年11月21日(水曜日)

(注) 法第27条の10第3項の規定により、対象者から公開買付期間の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合は、平成24年12月6日(木曜日)となります。

(3) 【決済の方法】

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等(外国人株主等の場合にはその常任代理人)の住所又は所在地宛に郵送します。

買付けは、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金は、応募株主等(外国人株主等の場合にはその常任代理人)の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等(外国人株主等の場合にはその常任代理人)の指定した場所へ送金します。

(4) 【株券等の返還方法】

後記「11 その他買付け等の条件及び方法」の「(1) 法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容」又は「(2) 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等の全部を買付けないこととなった場合には、返還することが必要な株券等を、公開買付期間の末日の翌々営業日(本公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日)に、公開買付代理人の応募株主口座上で、応募が行われた時の状態(応募が行われた時の状態とは、本公開買付けへの応募注文の執行が解除された状態を意味します。)に戻します。

なお、返還することが必要な株券等を公開買付代理人以外の金融商品取引業者へ振替手続きされる場合は、株券等を管理する口座区分により振替日が異なる場合がございますので、応募の受付をされた公開買付代理人の本店若しくは国内各営業店にご確認ください。

1.1 【その他買付け等の条件及び方法】

(1) 【法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容】

応募株券等の数の合計が買付予定数の下限(4,000株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の数の合計が買付予定数の上限(4,500株)を超える場合は、その超える部分の全部の買付け等を行わないものとし、法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。

あん分比例の方式による計算の結果生じる1株未満の株数を四捨五入して計算した各応募株主等からの買付株数の合計が買付予定数の上限に満たない場合は、買付予定数の上限以上になるまで、四捨五入の結果切捨てられた株数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき1株の応募株券等の買付けを行います。但し、切捨てられた株数の等しい複数の応募株主等全員からこの方法により買付けを行うと買付予定数の上限を超えることとなる場合には、買付予定数の上限を下回らない範囲で、当該応募株主等の中から抽選により買付けを行う株主を決定します。

あん分比例の方式による計算の結果生じる1株未満の株数を四捨五入して計算した各応募株主等からの買付株数の合計が買付予定数の上限を超える場合は、買付予定数の上限を下回らない数まで、四捨五入の結果切上げられた株数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき買付株数を1株減少させるものとします。但し、切上げられた株数の等しい複数の応募株主等全員からこの方法により買付株数を減少させると買付予定数の上限を下回ることとなる場合には、買付予定数の上限を下回らない範囲で、当該応募株主等の中から抽選により買付株数を減少させる株主を決定します。

(2) 【公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法】

令第14条第1項第1号イ乃至リ及びワ乃至ソ、第3号イ乃至チ及びヌ、第5号並びに同条第2項第3号乃至第6号に定める事項のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

なお、本公開買付けにおいて、令第14条第1項第3号ヌに定める「イからリまでに掲げる事実に基づる事実」とは、対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合をいいます。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行いその旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

(3) 【買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法】

対象者が公開買付期間中に、法第27条の6第1項第1号の規定により令第13条第1項に定める行為を行った場合は、府令第19条第1項の規定に定める基準に従い、買付け等の価格の引下げを行うことがあります。

買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の買付け等の価格により買付けを行います。

(4) 【応募株主等の契約の解除権についての事項】

応募株主等は、公開買付期間中、いつでも本公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除の方法については、前記「7 応募及び契約の解除の方法」の「(2) 契約の解除の方法」に記載の方法によるものとします。

なお、公開買付者らは、応募株主等による契約の解除があった場合においても、損害賠償又は違約金の支払を応募株主等に請求することはありません。また、応募株券等の返還に要する費用も公開買付者らの負担とします。

(5) 【買付条件等の変更をした場合の開示の方法】

公開買付者は、公開買付期間中、法第27条の6第1項及び令第13条により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。

買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更の内容等につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付けを行います。

(6) 【訂正届出書を提出した場合の開示の方法】

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合は、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを、府令第20条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては、訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。但し、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付することにより訂正します。

(7) 【公開買付けの結果の開示の方法】

本公開買付けの結果については、公開買付期間の末日の翌日に、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により公表します。

(8) 【その他】

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において又は米国に向けて行われるものではなく、また米国の郵便その他の州際通商又は国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）を使用して行われるものではなく、更に米国の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。

また、本書又は関連する買付書類は、米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けいたしません。

本公開買付けの応募に際し、応募株主等（外国人株主等の場合はその常任代理人）は公開買付代理人に対し、以下の表明及び保証を行うことを求められることがあります。

応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても、米国に所在していないこと、応募株主等が本公開買付けに関するいかなる情報又は買付けに関する書類（その写しも含みます。）を、直接・間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、これを受領したり送付したりしていないこと、買付け若しくは公開買付応募申込書の署名乃至交付に関して、直接・間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）又は米国の証券取引所施設を使用していないこと、他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動している者ではないこと（当該他の者が買付けに関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。）。

第2【公開買付者の状況】

1【会社の場合】

該当事項はありません。

2【会社以外の団体の場合】

(ピースヴィラ・エルピー)

(1)【団体の沿革】

ピースヴィラ・エルピーは、平成24年9月7日付で、英国領ケイマン諸島法に基づき組成及び登録された、プレザント・バレーを有限責任組員、プレザント・バレーの親会社であるプレザント・バレー・コー・エルティエーディー(Pleasant Valley Co., Ltd.,)を無限責任組員とするリミテッド・パートナーシップです。

(2)【団体の目的及び事業の内容】

団体の目的

対象者に投資する事業を行うこと。

事業の内容

ピースヴィラ・エルピーは、本公開買付けにより対象者の株式を取得するために組成されました。

(3)【団体の出資若しくは寄付又はこれらに類するものの額】

1米ドルの出資(本書提出日現在)。なお、ピースヴィラ・エルピーは、有限責任組員であるプレザント・バレーから、221,832千円を上限として出資を行う用意がある旨の証明書を平成24年10月17日付で受領しております。

(4) 【役員の役名、職名、氏名(生年月日)及び職歴】

平成24年10月18日現在

役名・職名		氏名 (生年月日)	職歴	
ジェネラル パートナー	ディレクター	デイビッド・ローレス (昭和41年3月22日)	昭和62年	Pricewaterhouse (アイルランド) 税務専門職のトレーニーとして勤務
			平成2年	Coopers & Lybrand (アイルランド) 税務部門のコンサルタント、マネージャー、シニアマネージャーとして活動後、パートナーに就任
			平成8年	Coopers & Lybrand (アイルランド) 金融サービス税務部門のパートナーとして活動
			平成8年	PricewaterhouseCoopers (アイルランド) 投資運用税務部門のパートナーとして活動
			平成16年	Dillon Eustace Solicitors法律事務所 (アイルランド) 税務部門の責任者として活動 (現職)
			平成18年	Japan Ireland Investment Partners (アイルランド) Directorに就任 (現職)
			平成18年	Japan Ireland Co-Investment Partners (アイルランド) Directorに就任 (現職)
			平成19年	JIIP Toast Co-Invest A (アイルランド) Directorに就任 (現職)
			平成19年	Tokyo Capital Management Partners, Ltd. (ケイマン諸島) Directorに就任 (現職)
			平成19年	Pleasant Valley Co., Ltd. (アイルランド) Directorに就任 (現職)
			平成24年	Japan Ireland Investment Partners-S (アイルランド) Directorに就任 (現職)
	ディレクター	ジェームス・ケニー (昭和40年6月24日)	昭和61年	Smurfit Group plc大学院課程 (アイルランド)
			昭和63年	アルスター投資銀行 (ナショナルウェストミンスター銀行) (アイルランド) コーポレートファイナンス部門のManagerとして活動
			平成2年	ABN AMRO Corporate Finance (アイルランド) Directorとして活動
			平成10年	ABN AMRO Rothschild (イギリス) Directorとして活動
			平成12年	Evolution Capital Limited (イギリス) Chief Executiveとして活動
			平成14年	Frontier Capital Limited (イギリス・アイルランド) Chief Executiveとして活動 (現職)
			平成18年	Frontier Advisers Limited (アイルランド) Chief Executiveとして活動 (現職)
			平成18年	Japan Ireland Investment Partners (アイルランド) Directorに就任 (現職)
			平成18年	Japan Ireland Co-Investment Partners (アイルランド) Directorに就任 (現職)
			平成19年	JIIP Toast Co-Invest A (アイルランド) Directorに就任 (現職)
			平成19年	Tokyo Capital Management Partners, Ltd. (ケイマン諸島) Directorに就任 (現職)
平成19年	Pleasant Valley Co., Ltd. (アイルランド) Directorに就任 (現職)			
平成24年	Japan Ireland Investment Partners-S (アイルランド) Directorに就任 (現職)			

(ハッピーコースト・エルピー)

(1) [団体の沿革]

ハッピーコースト・エルピーは、平成24年9月7日付で、英国領ケイマン諸島法に基づき組成及び登録された、ヒルクレスト・エルピーを有限責任組合員とし、ヒルクレスト・エルピーと無限責任組合員（ヒルクレスト・パートナーズ・エルピー：Hillcrest Partners, L.P.）を共通にするリミテッド・パートナーシップです。

(2) [団体の目的及び事業の内容]

団体の目的

対象者に投資する事業を行うこと。

事業の内容

ハッピーコースト・エルピーは、本公開買付けにより対象者の株式を取得するために組成されました。

(3) [団体の出資若しくは寄付又はこれらに類するものの額]

1米ドルの出資（本書提出日現在）。なお、ハッピーコースト・エルピーは、有限責任組合員であるヒルクレスト・エルピーから、133,391千円を上限として出資を行う用意がある旨の証明書を平成24年10月17日付で受領しております。

(4) [役員の役名、職名、氏名（生年月日）及び職歴]

平成24年10月18日現在

役名・職名		氏名 (生年月日)	職歴
ジェネラル パートナー	ダイレクター	ダグラス・R・ストリンガー (昭和34年6月26日)	昭和59年 Ernst & Whinney (米国テキサス) Auditorとして活動
			昭和62年 Apple Box Productions (米国カリフォルニア) Assistant Producerとして活動
			平成2年 Morning Productions (日本) General Managerとして活動
			平成11年 Dell Computer (米国テキサス) アジア部門のManagerとして活動
			平成13年 Yuhara Manufacturing (米国テキサス) Vice Presidentとして活動
			平成15年 Takata Seat Belts, Inc. (米国テキサス) Directorとして活動
			平成16年 Cayman Capital Management, Inc. (ケイマン諸島) Directorとして活動 (現職)
			平成19年 Cayman Capital Management Partners, Ltd. (ケイマン諸島) Directorに就任 (現職)
			平成18年 Cayman Capital Management Partners II, Ltd. (ケイマン諸島) Directorに就任 (現職)
			平成19年 Hillcrest Co., Ltd. (ケイマン諸島) Directorに就任 (現職)
			平成24年 Cayman Capital Management Partners II-S, Ltd. (ケイマン諸島) Directorに就任 (現職)

(カームシー・エルピー)

(1) [団体の沿革]

カームシー・エルピーは、平成24年9月7日付で、英国領ケイマン諸島法に基づき組成及び登録された、クリアスカイ・エルピーを有限責任組合員とし、クリアスカイ・エルピーと無限責任組合員(クリアスカイ・パートナーズ・エルピー: Clear Sky Partners, L.P.)を共通にするリミテッド・パートナーシップです。

(2) [団体の目的及び事業の内容]

団体の目的

対象者に投資する事業を行うこと。

事業の内容

カームシー・エルピーは、本公開買付けにより対象者の株式を取得するために組成されました。

(3) [団体の出資若しくは寄付又はこれらに類するものの額]

1米ドルの出資(本書提出日現在)。なお、カームシー・エルピーは、有限責任組合員であるクリアスカイ・エルピーから、31,402千円を上限として出資を行う用意がある旨の証明書を平成24年10月17日付で受領しております。

(4) [役員の役名、職名、氏名(生年月日)及び職歴]

平成24年10月18日現在

役名・職名		氏名 (生年月日)	職歴	
ジェネラル パートナー	ダイレクター	ベルネット清美 (昭和42年8月26日)	平成4年	日本コカ・コーラ株式会社(日本) 販売再編チームのプロジェクト・アシスタントとして活動
			平成5年	メリディアン株式会社(旧Meridian VAT Reclaim Japan, Ltd.) (日本) マーケティング・グループのチームリーダーとして活動
			平成7年	株式会社アドバンテッジ インシュアランス サービス(日本)に て勤務 シニア・インシュランス・プランナーとして活動
			平成11年	株式会社アドバンテッジ リスク マネジメント(日本)へ出向
			平成12年	メリディアン株式会社(日本) マーケティング・グループのグループマネージャーとして活動 後、事業開発部門の責任者に就任
			平成18年	SGS Asset Management Sarl(スイス) I R部門のアソシエイトとして活動
			平成19年	Capital Dynamics(スイス) 日本市場における事業開発を担当するVice Presidentとして活動 (現職)
			平成19年	Japan Ireland Capital Partners, Ltd.(ケイマン諸島) Directorに就任(現職)
			平成19年	CBC Management, Ltd.(ケイマン諸島) Directorに就任(現職)
			平成19年	Clear Sky Co., Ltd.(ケイマン諸島) Directorに就任(現職)

(フラッグシップアセットマネジメント投資組合40号B)

(1) [団体の沿革]

フラッグシップアセットマネジメント投資組合40号Bは、平成24年8月31日付で、日本国法に基づき組成された、フラッグシップアセットマネジメント投資組合40号と無限責任組員（株式会社フラッグシップアセットマネジメント）を共通にする民法上の任意組合です。

(2) [団体の目的及び事業の内容]

団体の目的

対象者に投資する事業を行うこと。

事業の内容

フラッグシップアセットマネジメント投資組合40号Bは、本公開買付けにより対象者の株式を取得するために設立されました。

(3) [団体の出資若しくは寄付又はこれらに類するものの額]

9,000,000円の出資（本書提出日現在）

(4) [役員の役名、職名、氏名（生年月日）及び職歴]

平成24年10月18日現在

役名・職名		氏名 (生年月日)	職歴	
ジェネラル パートナー	代表取締役	猪熊 英行 (昭和28年5月7日)	昭和51年	三菱商事株式会社入社
			昭和61年	Mitsubishi Corporation Finance PLC出向
			平成2年	MCF Financial Services Ltd.出向
			平成9年	ミレニア・ベンチャー・パートナーズ株式会社出向
			平成12年	三菱商事証券株式会社非常勤監査役就任
			平成19年	アドバンテッジパートナーズ有限責任事業組合 チーフ・アドミニストレーティブ・オフィサー就任（現職）
			平成19年	T S Bホールディングス株式会社監査役就任（現職）
			平成19年	T o a s tホールディングス株式会社監査役就任（現職）
			平成20年	株式会社アドバンテッジアドバイザーズ取締役
			平成20年	株式会社フラッグシップアセットマネジメント 代表取締役就任（現職）
			平成20年	株式会社A P 11取締役就任
			平成20年	株式会社A P 15代表取締役就任
			平成20年	M E I コンラックスホールディングスジャパン株式会社 監査役就任（現職）
			平成24年	有限会社キングダム 取締役就任（現職）
平成24年	眼鏡・補聴器革新機構株式会社 代表取締役（現職）			

3 【個人の場合】

該当事項はありません。

第3【公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況】

1【株券等の所有状況】

(1)【公開買付者及び特別関係者による株券等の所有状況の合計】

(平成24年10月18日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	6,907(個)	-(個)	-(個)
新株予約権証券	-	-	-
新株予約権付社債券	-	-	-
株券等信託受益証券()	-	-	-
株券等預託証券()	-	-	-
合計	6,907	-	-
所有株券等の合計数	6,907	-	-
(所有潜在株券等の合計数)	(6,397)	-	-

(2)【公開買付者による株券等の所有状況】

該当事項はありません。

(3)【特別関係者による株券等の所有状況(特別関係者合計)】

(平成24年10月18日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	6,907(個)	-(個)	-(個)
新株予約権証券	-	-	-
新株予約権付社債券	-	-	-
株券等信託受益証券()	-	-	-
株券等預託証券()	-	-	-
合計	6,907	-	-
所有株券等の合計数	6,907	-	-
(所有潜在株券等の合計数)	(6,397)	-	-

(4) 【特別関係者による株券等の所有状況(特別関係者ごとの内訳)】

【特別関係者】

(平成24年10月18日現在)

氏名又は名称	プレザント・バレー
住所又は所在地	アイルランド、ダブリン2、サー・ジョン・ロジャーソンズ・キー33 (33 Sir John Rogerson's Quay, Dublin 2, Ireland)
職業又は事業の内容	上場有価証券等への投資
連絡先	連絡者 株式会社フラッグシップアセットマネジメント 直井 佳世子 連絡先 03-5402-3211 連絡場所 東京都港区虎ノ門四丁目1番28号
公開買付者との関係	公開買付者であるピースヴィラ・エルピーとの間で共同して対象者の株券等を取得すること等を合意している者。

(注) プレザント・バレーは、対象者の普通株式を本公開買付けにより直接取得することは予定しておりませんが、()プレザント・バレーが対象者のA種優先株式及び普通株式を保有していること、()プレザント・バレーの親会社であるプレザント・バレー・コー・エルティーディー(Pleasant Valley Co., Ltd.)が、本公開買付けの実施を目的として、公開買付者であるピースヴィラ・エルピーを、その無限責任組員として組成していること、()プレザント・バレーがピースヴィラ・エルピーとの間で本公開買付けに係る買付け等に要する資金等の出資を行うことを合意していること等の事情に鑑み、公開買付者であるピースヴィラ・エルピーとの間で共同して対象者の株券等を取得すること等を合意している者に該当すると判断しております。

(平成24年10月18日現在)

氏名又は名称	ヒルクレスト・エルピー
住所又は所在地	英国領ケイマン諸島グランドケイマン KY1-9005、ジョージタウン、メアリー・ストリート87、ウォーカー・ハウス、インタートラスト・コーポレートサービス・ケイマンリミテッド気付(c/o Intertrust Corporate Services (Cayman) Limited, Walker House, 87 Mary Street, George Town, Grand Cayman KY1-9005, Cayman Islands.)
職業又は事業の内容	上場有価証券等への投資
連絡先	連絡者 株式会社フラッグシップアセットマネジメント 直井 佳世子 連絡先 03-5402-3211 連絡場所 東京都港区虎ノ門四丁目1番28号
公開買付者との関係	公開買付者であるハッピーコースト・エルピーとの間で共同して対象者の株券等を取得すること等を合意している者

(注) ヒルクレスト・エルピーは、対象者の普通株式を本公開買付けにより直接取得することは予定しておりませんが、()ヒルクレスト・エルピーが対象者のA種優先株式及び普通株式を保有していること、()ヒルクレスト・エルピーの無限責任組員であるヒルクレスト・パートナーズ・エルピー(Hillcrest Partners, L.P.)が、本公開買付けの実施を目的として、公開買付者であるハッピーコースト・エルピーを、その無限責任組員として組成していること、()ヒルクレスト・エルピーがハッピーコースト・エルピーとの間で本公開買付けに係る買付け等に要する資金等の出資を行うことを合意していること等の事情に鑑み、公開買付者であるハッピーコースト・エルピーとの間で共同して対象者の株券等を取得すること等を合意している者に該当すると判断しております。

(平成24年10月18日現在)

氏名又は名称	クリアスカイ・エルピー
住所又は所在地	英国領ケイマン諸島グランドケイマン KY1-9005、ジョージタウン、メアリー・ストリート87、ウォーカー・ハウス、インタートラスト・コーポレートサービス・ケイマンリミテッド気付 (c/o Intertrust Corporate Services (Cayman) Limited, Walker House, 87 Mary Street, George Town, Grand Cayman KY1-9005, Cayman Islands.)
職業又は事業の内容	上場有価証券等への投資
連絡先	連絡者 株式会社フラッグシップアセットマネジメント 直井 佳世子 連絡先 03-5402-3211 連絡場所 東京都港区虎ノ門四丁目1番28号
公開買付者との関係	公開買付者であるカームシー・エルピーとの間で共同して対象者の株券等を取得すること等を合意している者

(注) クリアスカイ・エルピーは、対象者の普通株式を本公開買付けにより直接取得することは予定しておりませんが、() クリアスカイ・エルピーが対象者のA種優先株式及び普通株式を保有していること、()クリアスカイ・エルピーの無限責任組合員であるクリアスカイ・パートナーズ・エルピー (Clear Sky Partners, L.P.) が、本公開買付けの実施を目的として、公開買付者であるカームシー・エルピーを、その無限責任組合員として組成していること、()クリアスカイ・エルピーがカームシー・エルピーとの間で本公開買付けに係る買付け等に要する資金等の出資を行うことを合意していること等の事情に鑑み、公開買付者であるカームシー・エルピーとの間で共同して対象者の株券等を取得すること等を合意している者に該当すると判断しております。

(平成24年10月18日現在)

氏名又は名称	フラッグシップアセットマネジメント投資組合40号
住所又は所在地	東京都港区虎ノ門四丁目1番28号
職業又は事業の内容	上場有価証券等への投資
連絡先	連絡者 株式会社フラッグシップアセットマネジメント 直井 佳世子 連絡先 03-5402-3211 連絡場所 東京都港区虎ノ門四丁目1番28号
公開買付者との関係	公開買付者であるフラッグシップアセットマネジメント投資組合40号Bとの間で共同して対象者の株券等を取得すること等を合意している者

(注) フラッグシップアセットマネジメント投資組合40号は、対象者普通株式を本公開買付けにより直接取得することは予定しておりませんが、()フラッグシップアセットマネジメント投資組合40号が対象者のA種優先株式及び普通株式を保有していること、()フラッグシップアセットマネジメント投資組合40号の無限責任組合員である株式会社フラッグシップアセットマネジメントが、本公開買付けの実施を目的として、公開買付者であるフラッグシップアセットマネジメント投資組合40号Bを、その無限責任組合員として組成していること等の事情に鑑み、公開買付者であるフラッグシップアセットマネジメント投資組合40号Bとの間で共同して対象者の株券等を取得すること等を合意している者に該当すると判断しております。

【所有株券等の数】
プレゼント・バレー

(平成24年10月18日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	3,879 (個)	- (個)	- (個)
新株予約権証券	-	-	-
新株予約権付社債券	-	-	-
株券等信託受益証券 ()	-	-	-
株券等預託証券 ()	-	-	-
合計	3,879	-	-
所有株券等の合計数	3,879	-	-
(所有潜在株券等の合計数)	(3,593)	-	-

ヒルクレスト・エルピー

(平成24年10月18日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	2,332 (個)	- (個)	- (個)
新株予約権証券	-	-	-
新株予約権付社債券	-	-	-
株券等信託受益証券 ()	-	-	-
株券等預託証券 ()	-	-	-
合計	2,332	-	-
所有株券等の合計数	2,332	-	-
(所有潜在株券等の合計数)	(2,160)	-	-

クリアスカイ・エルピー

(平成24年10月18日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	550 (個)	- (個)	- (個)
新株予約権証券	-	-	-
新株予約権付社債券	-	-	-
株券等信託受益証券 ()	-	-	-
株券等預託証券 ()	-	-	-
合計	550	-	-
所有株券等の合計数	550	-	-
(所有潜在株券等の合計数)	(509)	-	-

フラッグシップアセットマネジメント投資組合40号

(平成24年10月18日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	146(個)	- (個)	- (個)
新株予約権証券	-	-	-
新株予約権付社債券	-	-	-
株券等信託受益証券()	-	-	-
株券等預託証券()	-	-	-
合計	146	-	-
所有株券等の合計数	146	-	-
(所有潜在株券等の合計数)	(135)	-	-

2【株券等の取引状況】

(1)【届出日前60日間の取引状況】

該当事項はありません。

3【当該株券等に関して締結されている重要な契約】

A種優先株式の引受けに際して、対象者及び本件関連投資家らとの間において、平成23年6月9日付で、対象者に対する投資及び対象者の運営等に関する事項について投資引受契約を締結しており、その概要は以下のとおりです。

対象者の申し入れに基づくA種優先株式の(又は転換後の普通株式)の第三者への譲渡

対象者は、本件関連投資家らに対し、本件関連投資家らが保有するA種優先株式(又は転換後の普通株式)を、対象者が指定する第三者に譲渡するよう申し入れることができ、本件関連投資家らは、当該申し入れが、所定の金額以上であること、かつ、所定の割合以内であること、また、その他条件についての合理的に満足する内容であることを条件に、申し入れに対して真摯に検討しなければならない。

対象者の遵守事項

対象者は、本件関連投資家らに対して事業計画等所定の書類を提出する義務、新規借入又は既存借入の変更を行う場合等の報告義務を有する。また、対象者は、分配可能額が10億円未満である場合に配当を行う際は又は配当後の分配可能額が10億円未満となる配当を行う際には、事前に本件関連投資家らの承諾を得なければならない。

対象者の取締役候補者1名の指名権付与

本件関連投資家らのうちプレザント・バレーは、プレザント・バレーが対象者の株式を保有しなくなるまでの間、対象者の取締役候補者1名を推薦する権利を有し、対象者はかかる取締役候補者を社外取締役として選任する議案を、平成23年7月28日に実施される臨時株主総会及びその後当該取締役の任期が満了する株主総会においても、かかる取締役候補者を社外取締役として選任する議案を上程し、その他必要な手続きを行うものとする。対象者は、本取締役選任に係る議案が株主総会で承認されるべく、最大限の努力をする。

4【届出書の提出日以後に株券等の買付け等を行う旨の契約】

該当事項はありません。

第4【公開買付者と対象者との取引等】

1【公開買付者と対象者又はその役員との間の取引の有無及び内容】

該当事項はありません。

2【公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容】

対象者の取締役会における賛同

対象者プレスリリースによれば、対象者の取締役会は、対象者のリーガル・アドバイザーである弁護士法人淀屋橋・山上合同からの法的助言を踏まえ、対象者の企業価値の向上及び少数株主の利益保護の観点から、本公開買付け及び買付条件について、慎重に検討を行ったとのことです。

その結果、対象者の取締役会は、平成24年10月17日の対象者の取締役会において、対象者を取り巻く事業環境及び対象者が直面する経営課題、アドバンテッジアドバイザーが投資サービス提供を行う本件関連投資家らのこれまでの既存株主としての信頼性、本件関連投資家らが現在の対象者との良好な関係を維持し、今後も中長期的に対象者の株主として対象者の企業価値向上に資する計画であること、アドバンテッジアドバイザーがいずれの事業会社グループにも属さない独立系のファンドであること、これまでのアドバンテッジアドバイザーの対象者へのコンサルティング実績等を総合的に勘案した結果、本公開買付けは対象者の企業価値向上に資するものであると判断し、本公開買付けに賛同する意見を表明する旨の決議を行ったとのことです。一方で、本公開買付けにおける対象者普通株式の公開買付価格に関しては、公開買付者らがアドバンテッジアドバイザーを通じて米田氏及び日本政策投資銀行との間で協議・交渉を重ねた結果決定されたものであること、本公開買付けは対象者普通株式の上場廃止を企図するものではなく、公開買付者らは本公開買付け成立後も引き続き対象者普通株式の上場を維持する方針であること、及び公開買付価格は80,000円であり、平成24年10月16日のJASDAQ市場における対象者普通株式の終値83,800円に対して4.53%のディスカウントであることから、公開買付価格の妥当性については意見を留保し、本公開買付けへの応募については、対象者の株主の判断に委ねる旨を決議したとのことです。

上記取締役会においては、対象者の取締役のうち、アドバンテッジアドバイザーの代表取締役を兼任する岩本朗氏が当該決議に関し特別利害関係人に該当する可能性があることから、対象者は、リーガル・アドバイザーである弁護士法人淀屋橋・山上合同の法的助言を受け、利益相反の疑いを回避するため、岩本朗氏以外の取締役全員による審議を行い、岩本朗氏を除く取締役の全員一致で本公開買付けに賛同する意見を表明する旨の決議を行ったとのことです。

取締役選任に関する合意

本公開買付けに関連して、公開買付者であるピースヴィラ・エルピーは、平成24年10月17日付で、対象者との間で取締役選任に関する合意書を締結し、()ピースヴィラ・エルピーが取締役候補者1名を推薦する権利を有すること、()対象者は、ピースヴィラ・エルピーが別途推薦する当該取締役候補者を取締役として選任する議案を平成24年11月以降に開催される最初の対象者の株主総会及びその後当該取締役の任期が満了する株主総会(取締役候補がその任期の途中で退任した場合には、退任後初めて開催される株主総会)に上程し、その他必要な手続を行うこと、()対象者は、かかる取締役選任議案が承認されるべく、最大限の努力をすること並びに()ピースヴィラ・エルピーは、ピースヴィラ・エルピーが推薦する社外取締役候補者が対象者の社外取締役に就任していない場合、ピースヴィラ・エルピーが推薦する者1名をオブザーバーとして対象者の取締役会に出席させ、意見を述べさせることができ、対象者は、かかるオブザーバーが取締役会に出席し、意見を述べるために必要な措置を講じることにつき合意しております(但し、上記のピースヴィラ・エルピー及び対象者の権利義務は、平成24年12月31日までに本公開買付けによりピースヴィラ・エルピーが対象者の普通株式を取得しなかった場合又はピースヴィラ・エルピーが対象者の普通株式を保有しなくなった場合には終了するものとされており、)。

第5【対象者の状況】

1【最近3年間の損益状況等】

(1)【損益の状況】

決算年月	-	-	-
売上高	-	-	-
売上原価	-	-	-
販売費及び一般管理費	-	-	-
営業外収益	-	-	-
営業外費用	-	-	-
当期純利益(当期純損失)	-	-	-

(2)【1株当たりの状況】

決算年月	-	-	-
1株当たり当期純損益	-	-	-
1株当たり配当額	-	-	-
1株当たり純資産額	-	-	-

2【株価の状況】

金融商品取引所名 又は認可金融商品 取引業協会名	大阪証券取引所 J A S D A Q 市場						
	月別	平成24年4月	平成24年5月	平成24年6月	平成24年7月	平成24年8月	平成24年9月
最高株価(円)	114,900	99,800	94,600	117,900	90,000	117,100	90,900
最低株価(円)	97,800	78,000	80,000	78,000	75,300	74,400	82,900

(注) 平成24年10月については、平成24年10月17日までの株価です。

3【株主の状況】

(1)【所有者別の状況】

平成 年 月 日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数 株)							単元未満株式の状況(株)	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	-	-	-	-	-	-	-	
所有株式数(単位)	-	-	-	-	-	-	-	-	
所有株式数の割合(%)	-	-	-	-	-	-	100.00	-	

(2) 【大株主及び役員の所有株式の数】

【大株主】

平成 年 月 日現在

氏名又は名称	住所又は所在地	所有株式数 (株)	発行済株式の総数 に対する所有株式 数の割合(%)
-	-	-	-
-	-	-	-
-	-	-	-
-	-	-	-
計	-	-	-

【役員】

平成 年 月 日現在

氏名	役名	職名	所有株式数 (株)	発行済株式の総数 に対する所有株式 数の割合(%)
-	-	-	-	-
-	-	-	-	-
-	-	-	-	-
-	-	-	-	-
計	-	-	-	-

4【継続開示会社たる対象者に関する事項】

(1)【対象者が提出した書類】

【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第17期（自 平成21年 8月 1日 至 平成22年 7月31日）平成22年10月29日 近畿財局長に提出

事業年度 第18期（自 平成22年 8月 1日 至 平成23年 7月31日）平成23年10月28日 近畿財務局長に提出

なお、対象者によれば、対象者は、事業年度 第19期（自 平成23年 8月 1日 至 平成24年 7月31日）に係る有価証券報告書を平成24年10月31日に近畿財務局長に提出する予定とのことです。

【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第19期第3四半期（自 平成24年 2月 1日 至 平成24年 4月30日）平成24年 6月14日 近畿財務局長に提出

当該四半期報告書には、第18期有価証券報告書提出日後、役員の変動があった旨の記載があり、当該内容は以下のとおりです。なお、以下の本文中において「当社」とあるのは対象者を指します。

(1) 取締役の状況

退任取締役

氏名	退任年月日
米田 賢治	平成24年 4月 2日

(注) 1. 指名委員会 委員長 米田賢治退任

2. 当社の指名委員会については次のとおりであります。

指名委員会 委員長 各務嘉郎、委員 中河光雄、委員 酒見康史

(2) 執行役の状況

退任執行役

役名	職名	氏名	退任年月日
代表執行役会長	-	米田 賢治	平成24年 4月 2日

役職の変動

新役名	新職名	旧役名	旧職名	氏名	異動年月日
代表執行役社長	-	代表執行役社長	新規事業部門担当	米田 賢治	平成24年 2月 9日
執行役	経営企画部門担当 兼新規事業部門担当	執行役	経営企画部門担当	大西 浩之	平成24年 2月 9日
代表執行役会長	-	代表執行役社長	-	米田 賢治	平成24年 2月20日
代表執行役社長	生産部門担当	常務執行役	生産部門担当	各務 嘉郎	平成24年 2月20日

【臨時報告書】

の有価証券報告書、の四半期報告書又は半期報告書の提出後、本書提出日（平成24年10月18日）までに、企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の規定に基づいて臨時報告書を平成24年7月26日に近畿財務局長に提出

対象者は平成24年7月26日付で臨時報告書を近畿財務局長に提出しております。当該臨時報告書の内容は、以下のとおりです。なお、以下の本文中において「当社」とあるのは対象者を指します。

1. 提出理由

当社は、平成24年7月25日の取締役会において、代表執行役の異動を決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の規定に基づき、臨時報告書を提出するものであります。

2. 報告内容

() 当該異動に係る代表執行役の氏名、職名及び生年月日

氏名 (生年月日)	新役職名	旧役職名
松室 伸二 (昭和24年5月1日生)	取締役兼代表執行役専務	取締役兼常務執行役 管理部門担当

() 当該異動の年月日

平成24年8月1日

() 当該異動の日における当該代表執行役の所有株式数

普通株式 25株

() 新たに代表執行役となる者の主要略歴

平成6年8月 カオスサポート有限会社設立 代表取締役

平成13年2月 イシンホーム株式会社（現 株式会社イシン）入社

平成13年3月 同社 管理部長

平成13年5月 同社 取締役

平成16年11月 当社入社 経理部長代理

平成16年12月 当社 経理部長

平成17年8月 当社 管理本部長

平成17年10月 当社 取締役

平成19年10月 当社 監査役

平成21年10月 当社 取締役（現任）

平成22年5月 当社 執行役管理部門担当兼内部統制担当

平成23年10月 当社 常務執行役管理部門担当（現任）

【訂正報告書】

訂正報告書（上記 第18期有価証券報告書の訂正報告書）を平成23年11月11日に近畿財務局長に提出

(2) 【上記書類を縦覧に供している場所】

株式会社大阪証券取引所

(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

5【その他】

(1) 平成24年7月期 決算短信

対象者は、平成24年9月12日に「平成24年7月期 決算短信〔日本基準〕（連結）」及び平成24年9月24日に「（訂正・数値データ訂正あり）「平成24年7月期決算短信」の一部訂正について」を大阪証券取引所において公表しております。当該公表に基づく、対象者の連結損益状況の概要は以下のとおりです。なお、当該短信は、法に基づく監査手続の対象外であり、当該決算短信の開示時点において、財務諸表に関する監査手続実施中とのことです。また、当該公表内容の概要は、対象者が公表した内容を一部抜粋したものであり、公開買付者らはその正確性及び真実性について独自に検証しうる立場になく、また実際かかる検証を行っておりません。詳細につきましては、当該公表の内容をご参照ください。

連結経営成績

売上高	5,296百万円
営業利益	269百万円
経常利益	211百万円
当期純利益	115百万円
1株当たり当期利益	4,465.88円

連結財政状態

総資産	5,494百万円
純資産	1,900百万円
1株当たり純資産	42,900.58円

(2) 特別損失の発生および平成24年7月期連結通期業績予想の修正ならびに個別通期の実績値と前年同期実績値との差異

対象者は、平成24年9月12日に、大阪証券取引所において「特別損失の発生および平成24年7月期連結通期業績予想の修正ならびに個別通期の実績値と前年同期実績値との差異に関するお知らせ」を公表しております。当該公表の概要は以下のとおりです。なお、詳細につきましては、当該公表の内容をご参照ください。

特別損失の発生

対象者は、平成24年7月25日公表の子会社株式会社フェアリープラントテクノロジーの解散及び特別清算により、売却予定の固定資産について減損処理を実施したほか、当該固定資産の維持費等、346百万円の関係会社整理損が発生したとのことです。また、これに伴いまして、対象者から同子会社への債権と今後清算終了までの間に見込まれる支出について回収不能が見込まれる1,181百万円を子会社整理損として計上したとのことです。

一方、対象者のインド子会社CCS - ELUX LIGHTING ENGINEERING PVT.LTD.について、海外市場の変化に応じて対象者グループ内での同社の位置付けと役割を検討した結果、事業計画を修正し、製品開発に特化して進めることとした株式価値の評価結果が、純資産額が投資額を大きく下回ったため、42百万円を子会社株式評価損として計上したとのことです。

平成24年7月期連結通期業績予想の修正

(平成23年8月1日～平成24年7月31日)

	売上高	営業利益	経常利益	当期純利益	1株当たり当期純利益
前回予想(A)	百万円 5,530	百万円 220	百万円 170	百万円 610	円 銭 23,677.37
今回予想(B)	5,296	269	211	115	4,465.88
増減額(B-A)	233	49	41	494	
増減率	4.2%	22.6%	24.6%		
(ご参考)前期実績 (平成23年7月期)	5,314	228	179	89	4,312.42

平成24年7月期個別通期と前年同期実績との差異

(平成23年8月1日～平成24年7月31日)

	売上高	営業利益	経常利益	当期純利益	1株当たり当期純利益
前年同期実績(A)	百万円 4,665	百万円 432	百万円 371	百万円 298	円 銭 14,417.75
今回実績(B)	4,746	366	311	875	33,965.21
増減額(B-A)	80	66	60	1,173	
増減率	1.7%	15.4%	16.1%		

(3) 資本準備金および利益準備金の額の減少

対象者は、平成24年9月26日に、大阪証券取引所において「資本準備金および利益準備金の額の減少に関するお知らせ」を公表しております。平成24年10月30日開催予定の定時株主総会に付議するとのことです。当該公表の概要は以下のとおりです。なお、詳細につきましては、当該公表の内容をご参照ください。

資本準備金および利益準備金の額の減少の目的

今後の経営環境の変化に対応した機動的な資本政策に備え、また、株主の皆様への利益還元における配当原資とすることを目的として、会社法第448条第1項の規定に基づき、資本準備金および利益準備金の額を減少し、それぞれをその他資本剰余金、ならびにその他利益剰余金に振り替えるものです。

減少すべき資本準備金および利益準備金の額

資本準備金の額577,450,000円を450,000,000円減少して、127,450,000円とする。

利益準備金の額7,000,000円を7,000,000円減少して、0円とする。

資本準備金の額の減少の日程(予定)

債権者異議申述最終期日 平成24年10月29日

株主総会決議日 平成24年10月30日

効力発生日 平成24年10月31日

(4) 剰余金の配当

対象者は、平成24年9月26日に、大阪証券取引所において「剰余金の配当に関するお知らせ」を公表しております。平成24年10月30日開催予定の定時株主総会において上記「(3) 資本準備金および利益準備金の額の減少」が決議されることを前提として、平成24年7月31日を基準日とする剰余金の配当を行うとのことです。当該公表の概要は以下のとおりです。なお、詳細につきましては、当該公表の内容をご参照ください。

(普通株式)

	決定額	直近の配当予想 (平成24年9月12日公表)	(ご参考) 前期実績 (平成23年7月期)
基準日	平成24年7月31日	同左	平成24年7月31日
1株当たり配当金	2,000円	2,000円	2,000円
配当金の総額	41百万円		41百万円
効力発生日	平成24年10月31日		平成23年10月31日
配当原資	資本剰余金		利益剰余金

(A種優先株式)

	決定額	直近の配当予想 (平成24年9月12日公表)	(ご参考) 前期実績 (平成23年7月期)
基準日	平成24年7月31日	同左	
1株当たり配当金	2,507円	2,507円	
配当金の総額	12百万円		
効力発生日	平成24年10月31日		
配当原資	資本剰余金		

(5) 中国広東省のLED照明メーカー東莞科視自動化科技有限公司との資本・業務提携に関する協議開始

対象者は、平成24年10月17日に、大阪証券取引所において「中国広東省のLED照明メーカー東莞科視自動化科技有限公司との資本・業務提携に関する協議開始のお知らせ」を公表しております。当該公表によりますと、平成24年10月17日の対象者の取締役会において、中国広東省のLED照明メーカーである東莞科視自動化科技有限公司（英文名称 CST Automation Technology Co., Ltd. 以下「CST社」といいます。）と、中国におけるLED照明事業に関して、資本提携を視野に入れた業務提携の協議を開始することを決議したとのことです。CST社の概要は以下のとおりです。なお、詳細につきましては、当該公表の内容をご参照ください。

商号	東莞科視自動化科技有限公司
本店所在地	中国広東省東莞市
代表者の氏名	崔娟
事業内容	LED照明の開発、販売
資本金の額	500,000中国元
設立年月日	2011年6月22日